

一般財団法人大阪建築防災センター
構造計算適合性判定業務規程

制定年月日 平成 19 年 6 月 15 日
改定年月日 平成 22 年 6 月 1 日 (い)
改定年月日 平成 24 年 4 月 1 日 (ろ)
改正年月日 平成 24 年 9 月 3 日 (は)
改定年月日 平成 27 年 6 月 1 日 (に)

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「当機関」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 35 の 5 第 1 項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 1 項及び法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第 77 条の 35 の 12 の規定により必要な事項を定めるものである。（に）

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（に）

- (1) 建築確認 法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。（に）
- (2) 特定構造計算基準 法第 20 条第 1 項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）（に）
- (3) 特定増改築構造計算基準 法第 3 条第 2 項（法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）（に）
- (4) 建築主等 建築主又は国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長等若しくはこれらの代理人（に）

- (5) 親会社等 法第 77 条の 19 第十号に規定する親会社等をいう。(に)
- (6) 特定支配関係 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 136 条の 2 の 14 に規定する特定支配関係をいう。
- (7) グループ会社等 一の者が特定支配関係(令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による関係を除く。)を有する会社の全て及び当該一の者をいう。
- (8) 役員 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号に規定する役員をいう。(に)
- (9) 判定員 法第 77 条の 35 の 9 に規定する構造計算適合性判定員をいう。(に)
- (10) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。(に)
- (11) 制限業種 次に掲げる業種(国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。(に)
 - (a) 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)(に)
 - (b) 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)(に)
 - (c) 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)(に)

(基本方針)

第 3 条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知(技術的助言)並びに法第 77 条の 35 の 8 に規定する委任都道府県知事である大阪府知事が定める基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。(に)

(判定の業務を行う時間及び休日)

第 4 条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。(に)

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで)(ろ)
- (4) 創立記念日(12 月 25 日)
- (5) 盆休み(8 月 13 日から 15 日)(ろ)

3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前 2 項の規定によらないことができる。

- (1) 第 13 条第 4 項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合(に)
- (2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

(事務所の所在地等)

第5条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。(ろ)(に)

名称	所在地
一般財団法人 大阪建築防災センター	大阪府大阪府中央区谷町3丁目1番17号

2 判定の業務を行う区域(以下「業務区域」という。)、当該業務区域の判定の業務を行う事務所及び当該業務区域の判定の求めを受付ける事務所(以下「主たる事務所」という。)は、別表1に定めるとおりとする。(ろ)(に)

(判定の業務の範囲)

第6条 当機関は、別表1に定める建築物(以下「判定対象建築物」という。)に係る判定の業務を行うものとする。(は)(に)

2 当機関は、法第77条の35の4第六号の規定により、当機関又はその親会社が指定確認検査機関である場合には、当機関に対してなされた法第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画について、判定は行わないものとする。(に)

3 当機関は、次の(1)から(4)までに掲げる者が建築主である建築物、(3)から(7)に掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。(に)

(1) 当機関の代表者又は判定の業務の担当役員(に)

(2) (1)に掲げる者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。)(に)

(3) (1)に掲げる者の親族(に)

(4) (3)に掲げる者が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)(に)

(5) (1)又は(3)に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等(に)

(6) 当機関又は当機関の親会社等が特定支配関係(令第三百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。)を有する者(に)

(7) 当機関の役職員が、代表者の地位を占める企業、団体等(過去二年間に代表権を有する役員の地位を占めていた企業、団体等を含む。)(に)

4 当機関は、法第77条の35の4第六号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた確認の申請に係る建築物の計画について、判定を行わないものとする。(に)

(1) 当機関の代表者又は担当役員が所属する指定確認検査機関(過去二年間に所属していた指定確認検査機関を含む。)(に)

- (2) 当機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去二年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）（に）
 - (3) 当機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関（に）
 - (4) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が当機関に所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関（に）
 - (5) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族が当機関の役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関（に）
 - (6) 当機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関（に）
 - (7) 当機関が特定支配関係を有する指定確認検査機関（に）
 - (8) 当機関の親会社等が特定支配関係（令第百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関（に）
- 5 前3項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が該当者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。（に）
- 6 別表1に定める判定の業務の範囲並びに第2項及び第4項の指定確認検査機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。（に）

第2章 判定の業務の実施方法

（判定の業務実施の基本方針）

- 第7条 理事長は、毎年度、判定の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための措置、これらを社内で共有する方法等について方針（以下「構造計算適合性判定業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。（に）
- 2 理事長は、判定の業務の業務区域及び業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「構造計算適合性判定業務管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。（に）

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

- 第8条 判定の業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。（に）

（判定の業務の処理期間）

- 第9条 当機関は、申請建物の規模や用途に応じた標準的な判定の業務の処理期間を定め、

申請者に提示する。(に)

(判定の申請の事前通知)

第 10 条 判定を求めようとする建築主等は、判定申請予定日が確定次第判定の求めに係る建築物の名称、計画概要、構造計算適合性判定申請予定日、その他判定業務準備に必要な事項及び連絡先を記載した構造計算適合性判定申請事前通知書(別記 1 号様式)を電子メールの送信又はファクシミリによる送信により、当機関に提出することができるものとする。(い)(は)(に)

2 建築主等は、前項の通知書に記載した判定申請予定日を変更する場合は、速やかに当機関に通知するものとする。(い)(に)

(判定の申請)

第 11 条 判定を申請しようとする建築主等は、当機関に対し、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第 3 条の 7 に規定する申請書又は通知書の正本 1 通及び副本 1 通並びにこれらに添えた図書及び書類(以下「判定申請図書等」という。)を提出するものとする。(に)

2 判定申請図書等の提出については、予め建築主等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と建築主等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の提出によることができる。(に)

(判定の受付け及び契約)

第 12 条 当機関は、前条の規定による判定申請図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受付ける。(に)

(1) 判定の求めに係る建築物が、第 6 条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。(に)

(2) 前条第 1 項に掲げる判定申請図書等が提出されていること。(に)

(3) 判定申請図書等の内容が、法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針(以下「指針告示」という。)第 2 第 2 項各号によるものであること。(に)

(4) 申請に係る判定申請図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の規定を満たさない場合は、補正を求め、補正の余地のないときは受付けできない理由を説明し、判定申請を受付けない。(に)

3 当機関は、第 1 項の規定による受付けをした場合においては、建築主等に「構造計算適合性判定受付書(別記 2 号様式)」を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定申請書(施行規則別記第十八号の二様式又は第四十二号の十二の二様式)第一面に受付印を押印し、その写しをもって構造計算適合性判定受付書に代えることができるものと

する。この場合において、建築主等と当機関は別に定める「一般財団法人大阪建築防災センター構造計算適合性判定業務約款」（以下、「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。（に）

- 4 建築主等が、正当な理由なく、受付書に定める額の手数料を構造計算適合性判定業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、当機関は第 1 項の受付を取り消すことができる。（に）
- 5 当機関は、前 4 項の規定に関わらず、判定の業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、判定の業務を引き受けない。
- 6 第 3 項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。（に）
 - (1) 建築主等は、当機関の請求があるときは、当機関の判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定。
 - (2) 建築主等は、申請に係る計画に関し当機関がなした特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。
 - (3) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 判定手数料の額の決定に関すること。
 - (b) 判定手数料の支払期日に関すること。
 - (4) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書又は適合しない旨の通知書（第 17 条第 1 項の通知書をいう。以下この項において「適合判定通知書等」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 当機関は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに適合判定通知書を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 建築主等は、適合判定通知書が交付されるまでの間に、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、当機関は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (b) 建築主等は、当機関がその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定通知書等の交付をしないときその他の当機関の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないとき認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 建築主等は、適合判定通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、当機関に対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、当機関の責に帰することができない事由に基づくものであることを当機関が証明したときは、この限りでないこと。

(b) 建築主等は、当機関がその責に帰すべき理由により業務期日までに適合判定通知書等の交付をしないときその他の当機関の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でない認められるときは当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求すること。

(c) (a)の請求の期限に関すること。

(判定の実施方法)

第 13 条 当機関は、前条第 1 項の規定による受付をしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させることとする。

2 判定員は、原則として 2 人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこととする。ただし、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ 20m 以下の建築物）については 1 人の判定員により審査することができる。（に）

3 判定員は、指針告示第 2 に定める判定に関する指針及び当機関が作成した判定に関するマニュアルに従い、法令の解釈等について明確に判断するための根拠資料に基づき審査を行うこととする。

4 当機関は、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。（に）

5 当機関は、審査において、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、指針告示第 2 第 4 項第五号の規定に基づき、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（施行規則別記第十八号の十一様式又は第四十二号の十二の十一様式）」により、通知することとする。（に）

6 前項の場合において、第 12 条第 1 項に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、指針告示第 2 第 4 項第五号の規定に基づき、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。（に）

7 前 2 項の場合において、第 5 項の通知書が建築主等に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書が当機関に到達した日までの日数は、第 17 条第 1 項の期

間及び第 18 条第 1 項の延長する期間に含めないものとする。(に)

- 8 当機関は施行規則第 3 条の 10 の規定により読み替えて適用される施行規則第 3 条の 8 及び指針告示第 2 第 3 項第三号の規定に基づき、確認検査において留意すべき事項がある場合には、その内容を記載した書類を、建築主事等に通知する。(に)

確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等の回答がなければ、特定構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合は、第 5 項により適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を建築主等に対して通知する。一方、建築主事等の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第 17 条により適合判定通知書を建築主等に対して交付した上で、申請者から申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項を建築主事等に通知する。(に)

また、建築主事等から、施行規則第 1 条の 4 及び指針告示第 1 第 4 項第三号ロ(1)の規定に基づき、適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、当機関は指針告示第 2 第 3 項第三号の規定に基づき、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を建築主事等に通知することとする。(に)

- 9 判定員は、審査の経過及び結果（建築主事等より求められた留意事項に対する回答その他判定における所見を含む）を取りまとめる。(い)
- 10 判定の業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の求めの受け付けその他判定の業務に係る補助的な業務を行う。
- 11 当機関は、指針告示第 2 第 4 項第六号の規定により、判定を行っている期間中に、建築主等から判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。(に)

(国土交通大臣が定めた方法による場合の審査方法)

第 14 条 法第 20 条第 1 項第二号イの規定に基づき、令第 81 条第 2 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表 (い) 欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表 (ろ) 欄に掲げる図書に基づき、同表 (に) 欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。(に)

(大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法)

第 15 条 法第 20 条第 1 項第二号イ又は第三号イの規定に基づき、令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、指針告示別表 (に) 欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図

書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

(に)

- (1) 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確認すること。(に)
 - (2) 判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確認すること。(に)
 - (3) 提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確認すること。(に)
- 2 前項(2)において、当機関が行う構造計算は、当機関が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。(に)

(専門的な識見を有する者への意見照会)

第 16 条 当機関は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 3 項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者として第 27 条第 1 項に規定する判定相談員（以下「判定相談員」という。）の意見を聴くものとする。(に)

- (1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合。(に)
 - (2) 極めて高度な知識が要求される場合。(に)
 - (3) その他当機関が判定を行うにあたって必要があると認める場合 (に)
- 2 当機関は、判定相談員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第 13 条第 5 項に定めるところによる。(に)
- 3 判定相談員は、前項の判定員及び建築主等の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として 2 名以上の判定相談員の合議に基づくものとする。(に)
- 4 当機関は、判定相談員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定建築基準適合性判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 31 条の 11 第 1 項に規定する判定のための審査の結果を記載した図書として記録するものとする。(に)

(適合判定通知書・適合しない旨の通知書の交付)

- 第 17 条 当機関は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 4 項の規定により、当該判定申請を受け付けた日から 14 日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定通知書（施行規則別記第十八号の八様式又は第四十二号の十二の八様式）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（施行規則別記第十八号の九様式又は第四十二条の十二の九様式）」を建築主等に交付するものとする。この場合において、判定申請を受け付けた日とは第 12 条第 1 項の規定により当機関が受け付ける判定申請図書等（第 12 条第 2 項の規定により当機関が建築主等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの）が当機関に到達した日とする。(に)
- 2 第 1 項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。(に)
 - 3 第 1 項及び第 2 項に規定する図書及び書類の交付については、予め建築主等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。(に)
 - 4 当機関は、適合判定通知書を交付した後に、指針告示第 2 第 4 項第七号に基づき、建築主事等から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事等に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講じるものとする。(に)

(判定期間の延長)

- 第 18 条 当機関は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 5 項の規定に基づき、法第 20 条第 1 項第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限り、前条第 1 項の期間内に建築主に同項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35 日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。(に)
- 2 前項の規定により前条第 1 項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「期間を延長する旨の通知書（施行規則別記第十八号の十様式又は第四十二号の十二の十様式）」を前条第 1 項の期間内に建築主等に交付するものとする。(に)

(判定の申請の取り下げ)

- 第 19 条 建築主等は、第 17 条第 1 項の通知書の交付前に、申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「構造計算適合性判定の取り下げ届（別記 3 号様式）」を当機関に提出する。(に)
- 2 前項の場合においては、当機関は、判定の業務を中止し、判定申請図書等を建築主等に返却するものとする。(に)

(判定を受けた計画の変更の申請)

第 20 条 建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、当機関に当該計画変更の判定の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は第 11 条から前条までの規程を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第十八号の三様式又は「計画変更通知書（第四十二号の十二の三様式）」を当機関に提出する。(に)

第3章 判定手数料等

(判定手数料の収納)

第 21 条 判定手数料は、一の建築物ごとに別表 2 に定める額とする。ただし、令第 36 条の 4 に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。(に)

- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、遅くとも増額又は減額を行う 1 月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う (に)。
- 3 第 1 項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。(に)
- 4 建築主等は、構造計算適合性判定業務約款に定める日までに、銀行振込みにより納入するものとする。(に)
- 5 建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。(に)

(判定手数料の返還)

第 22 条 当機関が収納した判定手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。(に)

第 4 章 判定の業務の実施体制

(判定の業務の実施体制)

- 第 23 条 判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。(に)
- 2 判定の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、担当役員が判定の業務に係る管理の責任と権限を持つ。(に)
 - 3 判定の業務に従事する職員を、当機関常勤の職員の判定員を含め、常時 2 人以上配置

する。

- 4 配置予定の判定員の緊急の休暇その他の事情により、前項の判定員の配置人数が確保できないことが発覚した場合は、他の判定員に連絡し、前項の判定員の配置人数を確保するものとする。
- 5 当機関の役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、判定相談員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。（に）
- 6 担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。（に）
- 7 当機関は、当機関で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。（に）

（判定員の選任）

- 第24条 当機関は、判定の業務を実施させるため、法第77条の35の9第2項の規定により、法第77条の66第1項の登録を受けた者のうちから、判定の業務の適確な実施のために必要な人数として、判定員を機関省令第31条の3の2に定められた人数以上を選任するものとする。（に）
- 2 判定員は、当機関の職員から選任する。
 - 3 当機関は、第1項の規定により判定員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令別記第十号の四様式）」を大阪府知事に提出するものとする。（に）
 - 4 第1項の判定員の数は、前年度の判定の実績に応じ、機関省令第31条の3の2の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。（に）
 - 5 前4項の規定にかかわらず、当機関は判定の求めの件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適確に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。（に）
 - 6 当機関は、前項の規定に基づく処置を行った場合には、その見込まれる業務量を適正に処理できるよう、判定業務に従事する職員の配置を見直す。（に）

（判定員の解任）

- 第25条 当機関は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その判定員を解任するものとする。（に）
- (1) 法第77条の35の9第4項の規定による大阪府知事の解任命令があった場合（に）
 - (2) 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があった場合
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる場合

(4) その他解任の必要があると認められる場合

2 当機関は、前項の規定により判定員を解任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書」を大阪府知事に提出するものとする。(に)

(判定員の従事制限)

第 26 条 判定員は、次の(1)から(4)までに掲げる者が建築主である建築物、(1)から(5)までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。

(に)

(1) 当該判定員 (に)

(2) (1)に掲げる者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 当該判定員の親族 (に)

(4) (3)に掲げる者が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。） (に)

(5) (1)又は(3)に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等 (に)

(判定相談員の選任)

第 27 条 当機関は、第 16 条第 1 項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、判定相談員を選任する。(に)

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

(2) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

(3) 法第 77 条の 42 第 1 項の認定員若しくは法第 77 条の 56 第 2 項において準用する法第 77 条の 42 第 1 項の評価員であり、又はあった者

(4) 地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、理事長が建築物の構造に関して(1)から(4)に掲げる者と同等以上の識見を有すると認める者 (に)

2 判定相談員は、当機関の職員以外の者に委嘱して選任する。(に)

(判定相談員の解任)

第 28 条 当機関は、判定相談員が次のいずれかに該当するときは、その判定相談員を解任

するものとする。

- (1) 職務上の業務違反その他判定相談員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) その他解任の必要があると認められるとき

(秘密保持義務)

第 29 条 当機関の役員及びその職員（判定員、判定相談員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報等を漏らし、又は盗用してはならない。（に）

第5章 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

(構造計算適合性判定業務管理規則)

第 30 条 構造計算適合性判定業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。（に）

- (1) 構造計算適合性判定業務実施体制の見直し
- (2) 判定の業務に関する書類（判定の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。以下、同じ。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）
- (3) 苦情等事務処理
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置
- (7) 秘密の保持

(実施体制の見直し)

第 31 条 理事長は、当機関の構造計算適合性判定業務実施体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年 1 回、次事業年度の開始前までに、定期的に構造計算適合性判定業務実施体制の見直しを行う。また、当機関及び当機関の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、構造計算適合性判定業務実施体制の見直しを行う。（に）

2 判定の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、構造計算適合性判定業務実施体制を継続的に改善する。（に）

(内部監査)

第 32 条 理事長は、判定の業務の担当役員以外の役員から監査員を任命し、適正な構造計算適合性判定業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年

- 1 回、監査員に内部監査を実施させる。
- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。(に)
 - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第7条に規定する判定の業務実施の基本方針への適合状況
 - (4) 構造計算適合性判定業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について判定の業務の担当役員に報告するものとする。
- 4 内部監査の結果、監査員より改善の指摘を受けたときは、次の各号に掲げる措置のうち当該指摘事項の改善のために必要なものを講じるものとする。(に)
 - (1) この規程の見直し
 - (2) 第13条第3項のマニュアルの見直し
 - (3) 第25条第1項の解任
 - (4) 第24条第5項の措置
 - (5) その他判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するために職員、設備、判定の業務の実施の方法その他の事項に関して必要な措置
- 5 当機関は、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに大阪府知事に報告するものとする。(に)

(監視委員会による監査等)

- 第33条 当機関は、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。(に)
- (1) 弁護士会の推薦する者
 - (2) 消費者団体の推薦する者
 - (3) 建築物の構造に関する学識者
 - (4) 当機関の監事
- 2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 規程の審議
 - (2) 当機関から提出された理事会の議事録の確認
 - (3) 当機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - (4) (3)の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - (5) 係争事件に係る監査
 - (6) その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

- 3 前項(3)の規定により監視委員会が指名した者は、当機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行い、その結果を当機関に報告するものとする。(に)
- 4 監視委員会は、四半期ごとに第2項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に大阪府知事に報告しなければならないものとする。
- 5 当機関は、前項の規定による報告において大阪府知事より改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。(に)

(苦情等の事務処理)

- 第34条 当機関は、判定の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。(に)
- 2 当機関は、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。(に)
 - 3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対して当機関がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。(に)

(不適格案件の管理)

- 第35条 当機関は、不適格案件(特定構造計算基準等に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。(に)
- 2 当機関は、適合判定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、大阪府知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。(に)
 - 3 判定の業務の担当役員は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。(に)

(再発防止措置)

- 第36条 判定業務の担当役員は、不適格案件の発生その他により構造計算適合性判定業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。(に)
- 2 判定業務の担当役員は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。(に)
 - (1) 不適格案件の内容確認 (に)
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定 (に)
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための措置の必要性の評価 (に)
 - (4) 必要な措置の決定及び実施 (に)
 - (5) 実施した措置の結果の記録 (に)

(6) 是正措置において実施した活動の評価 (に)

(定期報告)

第 37 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 17 第 1 項の規定により、大阪府知事が判定の業務に関する報告を求め、又はその職員の立ち入りによる検査を行う場合は、これに応じなければならない。(に)

(帳簿及び書類の保存期間)

第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。(に)

(1) 法第 77 条の 35 の 14 第 1 項に規定する帳簿 機関省令第 31 条の 14 の規定による引継ぎを完了するまで (に)

(2) 第 11 条第 1 項の判定申請図書等、第 12 条第 3 項の構造計算適合性判定受付書の写し(構造計算適合性判定申請書第一面に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。)、第 13 条第 5 項の適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、同条第 6 項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第 16 条第 4 項の記録、第 17 条第 1 項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の写し並びに第 18 条第 2 項の期間を延長する旨の通知書の写し 第 17 条第 1 項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から 15 年間 (に)

(総括記録管理者の設置)

第 38 条の 2 当機関に、記録等(帳簿及び判定の業務に関する書類をいう。次条において同じ。)の管理の総括責任者として、総括記録管理者 1 名を置く。

2 総括記録管理者は、担当役員をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第 38 条の 3 総括記録管理者は記録管理者を 1 名指名する。

(判定業務書類管理簿の調製)

第 38 条の 4 総括記録管理者は、判定業務に関する書類として、判定業務書類管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 判定業務書類管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

(帳簿及び判定申請図書等の保存及び管理の方法)

- 第 39 条 第 38 条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。(に)
- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法によってすることができる。(に)
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。(に)
- 4 役員及び職員は、機関省令第 31 条の 11 第 1 項に規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の外に持ち出そうとする(郵送する場合を含む)ときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を担当役員に報告するものとする。(に)

第6章 雑 則

(経理的な基礎の確保)

- 第 40 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 4 第三号に規定する評価額及び第 77 条の 35 の 4 第四号に規定する経理的な基礎を確保するために、所要の額以上の積立金を特定資産として設けるものとする。(に)
- 2 当機関が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当機関が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。(に)
- (1) 当機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの(に)
- (2) 構造計算書その他当機関が判定の業務を実施するために必要な資料として当機関に判定を求めた者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があつた場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの(に)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

- 第 41 条 当機関は、電子情報処理組織による判定の求めの受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。(に)

(判定の業務の休廃止の許可の申請)

第 42 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 18 第 1 項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書（機関省令別記第十号の七様式）を大阪府知事に提出するものとする。（に）

(判定の業務の引継ぎ)

第 43 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 21 第 3 項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。（に）

- (1) 判定の業務を大阪府知事に引き継ぐこと。（に）
 - (2) 第 38 条(1)に規定する帳簿並びに同条(2)に規定する図書等を大阪府知事に引き継ぐこと（に）。
 - (3) その他大阪府知事が必要と認める事項（に）
- 2 前項の規定の実施に要する費用は、当機関の負担とする。（に）

(書類が円滑に引渡しされるための措置)

第 44 条 当機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、機関省令第 31 条の 12 の規定に基づく申請の提出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。（に）

- (1) 機関省令第 31 条の 14 第 1 項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認し、保存すること。（に）
 - (2) (1)に規定する書類の一覧表を作成し、大阪府知事に提出すること。（に）
 - (3) (1)に規定する書類の件数及び存否状況並びに(2)の分類及び保存が完了したことを大阪府知事に報告する。なお、紛失があった場合は大阪府知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。（に）
- 2 前項に定めるもののほか、当機関は、機関省令第 31 条の 14 第 1 項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。（に）

(書類の備置き及び閲覧)

第 45 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 15 及び機関省令第 31 条の 11 の 2 に規定する次の各号に掲げる書類を事務所に備置き、判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧に供することとする。（に）

- (1) 当機関の判定に係る業務の実績を記載した書類（に）
- (2) 判定員の氏名及び略歴を記載した書類（に）
- (3) 判定の業務による損害賠償のための保険契約その他の措置を講じている場合の書類（に）

- (4) 定款及び登記事項証明書 (に)
- (5) 財産目録、貸借対照表等財務諸表 (に)
- (6) 役員及び構成員の氏名及び略歴 (に)
- (7) 親会社等が指定確認検査機関である場合の親会社等の名称及び住所 (に)

(業務区域等の掲示)

第 46 条 当機関は、法第 77 条の 35 の 13 の規定に基づき、業務区域、指定の番号、指定有効期間、機関の名称、代表者氏名、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。(に)

(附則)

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。(平成 19 年 6 月 15 日施行)

(附則)

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。(平成 22 年 6 月 1 日施行) (い)

(附則)

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。(平成 24 年 4 月 1 日施行) (ろ)

(附則)

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。(平成 24 年 9 月 3 日施行) (は)

(附則)

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。(平成 27 年 6 月 1 日施行) (に)

別表1 業務区域、判定対象建築物、当該業務区域の判定の業務を行う事務所及び当該業務区域の主たる事務所（第5条、第6条関係）（に）

業務区域	判定対象建築物	判定業務を行う事務所	主たる事務所
大阪府	全ての建築物	一般財団法人大阪建築防災センター	左記のとおり

別表2 判定手数料(第21条関係)

構造計算適合性判定を要する建築物毎の手数料（単位：円）		
建築物(※1)毎の床面積(※2)(い)(に)	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
200 m ² 以下	88,700	117,100
200 m ² 超え 500 m ² 以下	100,100	140,000
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	111,600	162,800
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	123,000	185,700
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	139,600	221,900
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	176,000	294,700
50,000 m ² 超え	297,600	541,300

※ 1 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

※ 2 「床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。(い)(ろ)(に)